

## 令和6年度 多摩市立豊ヶ丘小学校 いじめ防止基本方針及びいじめ防止等の対策のための組織

「いじめ防止対策推進法」及び「東京都いじめ防止対策推進条例」を受けて、本校の「いじめ防止基本方針」及び「いじめ防止等の対策のための組織（以下いじめ防止対策委員会とする）」を以下のとおり定めるものとする。

### I いじめの防止に関する基本的な考え

- ・「いじめ」は全ての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要課題である。
- ・日頃から、個に応じた分かりやすい授業を行うとともに、深い児童理解に立ち、生活指導の充実を図り、児童が楽しく学びつつ、生き生きとした学校生活を送れるよう努める。
- ・いじめは「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識し、教職員が組織的に対応する。
- ・以下の6つのポイントを念頭に、いじめ防止対策を推進していく。

- 1 軽微ないじめも見逃さない  
《教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知》
- 2 教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む  
《「いじめ防止対策委員会」を核とした組織的対応》
- 3 相談しやすい環境の中で、子どもを守り通す  
《学校教育相談体制の充実》
- 4 子どもたち自身が、考え行動できるようにする  
《いじめ問題の解決に向けて、主体的に行動しようとする態度の育成》
- 5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る  
《保護者との信頼関係に基づく対応》
- 6 社会全体の力を結集し、いじめ問題に対峙する  
《地域、関係機関等との連携》

## Ⅱ いじめ防止基本方針及び具体的な取組

### 方針1 未然防止

- (1) 子どもが安心して生活できる学級・学校風土の創出
  - ・子どもと教職員の信頼関係を構築し、安心して学校生活を送ることができるようにする。また、自己肯定感や自尊感情を高めるとともに、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導を行う。
- (2) 教職員の意識向上と組織的対応の徹底
  - ・「いじめに関する研修」を実施し、教職員の意識を向上させるとともに、「学校いじめ防止基本方針」を共通理解し、「いじめ防止対策委員会」を定期的に開催する。
- (3) いじめを許さない指導の充実
  - ・「いじめに関する授業」を行い、いじめは絶対に許されないことを子どもに理解させるとともに、学校全体でもいじめ防止についての取り組みを行う。
- (4) 子どもが主体的に行動しようとする意識や態度の育成
  - ・子ども同士が話し合い、合意形成や自己決定ができるようにするとともに、互いに認め合う態度を育成する。また、子ども自らが考え、「SNS 東京ルール」に基づき、「SNS 学校ルール」「SNS 家庭ルール」を作成する。
- (5) 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成
  - ・保護者、地域、関係機関に対し、「学校いじめ防止基本方針」の理解促進と協力を依頼する。

#### 【具体的な取組】

- (1) ①学期1回以上「人権教育プログラム（学校教育編）」「いじめ総合対策」を活用した職員研修を行い、教職員の人権意識を高める。  
②生命尊重の精神と人権感覚を育むために「人権週間」を設け、自尊感情の傾向を把握するとともに発達段階に応じて人権について考える授業を行う。
- (2) ①「学校いじめ防止基本方針」を共通理解するとともに、年3回「いじめ総合対策」等を利用して「いじめ防止職員研修会」を実施し、教職員の意識を向上させる。  
②月1回「いじめ防止対策委員会」を開き、気になる子どもの様子や気が付いたことを共通理解し、対応する。
- (3) ①道徳の時間や特別活動において、年に3回以上「いじめに関する授業」を実施する。その際、東京都教育委員会の作成したいじめ防止教材『STOP！いじめ あなたは大丈夫？』を積極的に活用する。  
②年3回のふれあい月間では、子どもが考えた「いじめ防止の標語」を児童朝会で発表し、学校全体でいじめ防止に取り組む。
- (4) ①児童会（運営委員会・代表委員会）が主体となって、楽しく学校生活を送ることができる取り組みを考え、全校で実施する。  
②セーフティ教室・SNSに関する授業・情報モラル教室を年間3回以上実施し、ネット上でのいじめにつながる書き込みをしないなど、情報モラルの指導を行う。「SNSノート」を活用し、子ども自らが考え、保護者と話し合い、「SNS家庭ルール」を作成する。
- (5) ①「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページで公開するとともに、保護者会、学校運営協議会、青少協地区委員会などでいじめ防止の取り組みを紹介し、協力依頼する。些細なことでも学校に連絡してもらおう体制を地域ぐるみで作る。

## 方針2 早期発見

- (1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知
  - ・教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解を促進し、「いじめ防止対策委員会」によるいじめの認知を徹底する。
- (2) 子どもの様子から初期段階のいじめを素早く察知
  - ・学級担任等により、日常的に子どもへの声かけを行い、様子を観察する。また、「楽しい学校生活を送るためのアンケート」(いじめアンケート)を行い、必ず聞き取りを行う。
- (3) 全ての教職員による子どもの状況把握
  - ・子どもに関する情報の引継ぎ、共有を徹底する。あいさつ運動・校内巡回等で児童の観察を行い、一人一人の教職員の気付きを全職員で共通理解する。
- (4) 子どもからの訴えを確実に受け止める体制の構築
  - ・「楽しい学校生活を送るためのアンケート」(いじめアンケート)、スクールカウンセラーによる全員面接(5年生)を実施し、子どもからの訴えを確実に受け止める。また、「東京都いじめ相談ホットライン」や「外部相談機関の連絡先」を周知する。
- (5) 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報
  - ・保護者、地域、関係機関等に情報提供を依頼し、些細なことでも学校に連絡してもらい対応する。また、児童館、学童クラブ、放課後子ども教室安全管理員にも情報提供を依頼する。

### 【具体的な取組】

- (1) ①「いじめ防止職員研修会」で、「いじめ」の定義に対する共通理解を行い、月1回の「いじめ防止対策委員会」や週1回の生活指導朝会等で認知を徹底する。いじめが疑われる場合も即、情報共有し、管理職に報告する。
- (2) ①「いじめアンケート」を年に3回実施し、その結果をもとに「いじめ防止対策委員会」を開き、情報共有や対応に関する協議を行うなど連携した対応に努める。  
②毎月「いじめ防止の日」を設定し、教職員は「いじめ発見チェックシート」を活用して、児童の実態把握に努める。
- (3) ①いじめに関する児童の情報は記録ファイルにまとめ、全教職員が円滑に情報を共有できるようにする。特に昨年度の学級担任から新学級担任への引継ぎは徹底する。中学校への引継ぎは、加害児童・被害児童ともに具体的な事例とともに徹底して行う。  
②子どもたちの変化を把握するため、看護当番を中心に休み時間等に校舎内・校庭・学校林の巡回を行う。気が付いたことは、必ず生活指導朝会等で共通理解する。
- (4) ①「いじめアンケート」をもとに学級担任が聞き取りを行い、子どもの訴えを受け止める。  
②スクールカウンセラーやピアティーチャーと密に情報交換し、児童の実態把握に努める。  
③長期休業日前に配布する生活指導に関する手紙には、「東京都いじめ相談ホットライン」や「外部相談機関の連絡先」を掲載する。
- (5) ①保護者会、学校運営協議会、青少協地区委員会、民生児童委員連絡会、地域の児童館や学童クラブ、放課後子供教室安全管理員に対し、いじめが疑われる場合は、些細なことでも直ちに情報を提供するよう依頼する。提供された情報は全職員で共通理解する。

### 方針3 早期対応

- (1) 「いじめ防止対策委員会」を核とした対応の徹底
  - ・月1回「いじめ防止対策委員会」を開催し、把握したいじめについて組織で対応する。緊急の場合は「臨時いじめ防止対策委員会」を開催する。
- (2) 被害の子どもが感じる心身の苦痛の程度に応じた対応例
  - ・いじめられた子どもの状況を把握し、心身の苦痛の程度に応じた対応を「いじめ防止対策委員会」で話し合い、対応者へ助言する。
- (3) 加害の子どもの方々の行為の重大性の程度に応じた指導例
  - ・加害の子どもの方々の言動を把握し、「いじめ防止対策委員会」等で具体的な指導例を提案する。また、効果的な指導例を「いじめ防止職員研修会」等で学び、指導に生かす。
- (4) 重大事態につながらないようにするための対応
  - ・被害の子どもの方々の安全確保と不安解消を第一に考え、加害の子どもの方々に対する組織的・計画的な指導及び観察を行う。また被害及び加害の子どもの方々の保護者の理解に基づく対応を行う。
- (5) 所管教育委員会への報告及び所管教育委員会による支援
  - ・いじめを認知した際は教育委員会へ報告を行い、教育委員会からの支援を受ける。

#### 【具体的な取組】

- (1) ①把握したいじめについて、月1回「いじめ防止対策委員会」の会議を開催し、いじめの事実の確認、対応や指導方針、支援等を協議し、組織で対応する。緊急の場合は「臨時いじめ防止対策委員会」を開催し、素早く対応する。
- (2) ①被害の児童の状況をきめ細かく把握し、一時的に不快を感じる場合、けががない場合等の対応例から、継続的な場合、登校や教室への入室を渋る場合の対応例まで、「いじめ防止対策委員会」で話し合い、対応者へ助言する。
- (3) ①加害の子どもの方々の言動を把握し、具体的な指導について「いじめ防止対策委員会」で検討する。また、意図せずに行った言動への指導例、衝動的に行った言動への指導例、故意で行った言動への指導例、集団で行われている場合や継続的に行われている場合の指導例を「いじめ防止職員研修会」等で学び、指導に生かす。
- (4) ①スクールカウンセラーをはじめとした相談窓口の用意、複数教員による見守り、家庭との連携、登下校時の付き添いなど、子どもの方々の安全確保を行う。  
②加害の子どもの方々の保護者に状況を連絡し、加害の子どもの方々に対し、毅然とした態度で指導を行う。また、被害の子どもの方々の保護者と連携し、家庭での様子や保護者の考えも考慮した上で、謝罪の場を設けるなど対応する。
- (5) ①いじめの調査結果や対応について教育委員会に報告し、重大性、緊急性に応じた支援を受ける。対応について子ども家庭支援センターや教育相談室等の連携諸機関と情報を共有する。

## 方針4 重大事態への対処

- (1) 重大事態発生の判断
  - ・重大事態の定義を教職員が確実に理解し、所管教育委員会と協議し判断・報告する。
- (2) 被害の子どもの安全確保、不安解消のための支援
  - ・学校の組織的対応による安全確保と不安解消のための支援を行う。
- (3) 加害の子どもの更生に向けた指導及び支援
  - ・いじめの行為に対して教職員が毅然とした指導を行い、更生への支援を行う。
- (4) 他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決
  - ・問題解決のため、保護者、PTA、地域全体、関係機関等と連携する。
- (5) 「いじめ防止対策推進法」に基づく調査の実施と結果報告
  - ・調査組織を決定し、調査を行う。被害の子どもの保護者に対して調査結果に関する情報提供を行い、教育委員会へ調査結果を報告する。

### 【具体的な取組】

- (1) ①重大事態の定義について、「いじめ防止職員研修会」等で学び、教職員が確実に理解する。  
②所管教育委員会と校長の協議を行い、敏速に重大事態発生の判断・報告を行う。
- (2) ①「いじめ防止対策委員会」を中心とした組織的対応を行う。スクールカウンセラーをはじめとした相談窓口の用意、複数教員による見守り、家庭との連携、登下校時の付き添いなど、子どもの安全確保を行う。  
②保護者に対して、対応方針及び対応経過の説明を行う。  
③子ども家庭支援センターや教育相談室等、関係機関と連携した支援を行う。
- (3) ①いじめの行為に対して、教職員が毅然とした指導を行う。その際、「いじめ防止対策委員会」で指導方法を検討するなど組織的に対応する。  
②保護者へ説明を行い、協力体制を構築する。教職員、スクールカウンセラー等による更生への支援、児童相談所等の関係機関と連携した更生への支援を行う。
- (4) ①保護者、PTA、地域全体と連携し、協力して問題解決を図る。  
②東京都教育相談センター「いじめ等の問題解決支援チーム」や「専門家アドバイザースタッフ」からの助言により問題解決を図る。
- (5) ①「いじめ防止対策委員会」で調査組織を決定し、調査を行う。調査結果を教育委員会・地方公共団体の長へ報告する。地方自治体の長による再調査への協力を行う。  
②被害の子どもの保護者に対し、調査結果に関する情報提供を行う。

### Ⅲ いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策委員会）

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するために、以下に示す「いじめ防止対策委員会」を設置し、この委員会を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でのいじめ防止対策を行う。本委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの相談・通報の窓口としての役割、いじめの疑いに関する情報の収集、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援、関係諸機関及び保護者との連携といった役割を果たす。

#### 【構成】

いじめ防止対策委員会の委員は、次の表のとおりとする。

校長			副校長	
いじめ防止委員長 (生活指導主任)			スクールカウンセラー	
い じ め 防 止 委 員	各学年担当者	(1・2年)	養護教諭 特別支援教育コーディネーター兼務	
		(3・4年)	特別支援コーディネーター ひばり代表	
		(5・6年)	専科代表	
			経営支援担当	
			教務担当	

※ただし、毎月のいじめ防止対策委員会には、全教職員が参加し、共通理解を行う。